

村上市岩船郡医師会

訪問看護ステーションふる里運営規程

村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションふる里の運営に関する規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人村上市岩船郡医師会（以下「事業者」という。）が運営する村上市岩船郡医師会訪問看護ステーションふる里（以下「ふる里」という。）が行う事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者は、第1条の目的達成のため、訪問看護事業の実施にあたっては、人権尊重を第一として常に療養生活者に敬愛の念をもって接することをモットーに、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療、福祉サービス機関と密接な連携のもとに事業を推進する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 ふる里は、村上市岩船郡医師会内に設置する。

- 1 名称 村上市岩船郡医師会 訪問看護ステーションふる里
- 2 所在地 村上市若葉町10-7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ふる里における従業者（以下職員という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者：1人（看護師、常勤、兼務）

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の事業の管理を一元的に行うとともに、訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

また、主治医の指示に基づき訪問看護が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

- 2 保健師、看護師、又は准看護師：常勤換算で2.5以上

医師の指示書に基づき訪問看護の提供を行い、訪問看護計画書（以下「計画書」という。）、訪問看護報告書（以下「報告書」という。）を作成し、管理者から決裁を受けるものとする（准看護師は訪問のみとする）。

- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要と認められる人数

身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは医師の指示書及び計画書によるものとする。

(営業地域)

第5条 営業地域は村上市岩船郡内とする。

(営業日及び営業時間・時間外の扱い)

第6条

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日（振り替え休日を含む）、年末年始（12/29～1/3）及びお盆（8/13～8/15）を除く。
- 2 営業時間は午前9時から午後5時までとする。
- 3 利用者の体調や容態の変化、家族の都合等特別の事由が生じたときは、前条の営業日以外の日又は営業時間外において、訪問看護に応ずることができる。

(訪問看護の内容等)

第7条 訪問看護は以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医と密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、計画書に沿って実施するものとする。
 - (2) 訪問看護の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
 - (3) 計画書及び報告書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に含めて記載するものとする。
 - (4) 訪問看護の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- 2 提供する訪問看護の内容は概ね次のとおりとする。
- (1) 病状、障害、全身状態の観察
 - (2) じょく瘡の予防・処置
 - (3) 食事や排泄に関する援助、指導
 - (4) 身体の清潔
 - (5) カテーテル類の交換・管理
 - (6) リハビリテーション
 - (7) 療養生活への指導・助言、介護相談
 - (8) その他医師の指示による医療処置等

(訪問看護提供に当たっての留意事項)

第8条 訪問看護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 訪問看護の提供を行う際には、利用者の被保険者証により受給資格やその内容を確認するものとする。

3 訪問看護の提供において、常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときには、これを提示するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 介護保険利用者の利用料及び医療保険利用者の利用料は次のとおりとする。

1 介護保険による訪問看護利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の算定に関する基準（平成12年2月10日厚告19号）（以下「算定基準」という。）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に定める基準（平成18年3月14日厚告127号）（以下「予防算定基準」という。）に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合から算出された額とする。

2 医療保険による利用料は、訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、及びその他加算を加えた額とする。負担額は、利用者の受給者証に記載された割合から算出した額とする。

3 医療保険利用者のその他の費用は以下の各号に定めるものとする。

(1) 2時間を超える訪問看護を提供した場合

30分毎に	1,000円
-------	--------

(2) 休日及び時間外に訪問看護を提供した場合

1時間毎に	1,500円
-------	--------

(3) 交通費

5kmまで	200円
10kmまで	400円
15kmまで	600円
20kmまで	800円
20km以上	1,000円

(4) 交通費については、会長が特に認めた場合は、免除及び減額する事ができる。

4 前項の利用料及びその他の費用の額については、訪問看護を提供する前にあらかじめ利用者又はその家族等に対し、その内容及び費用について説明を行い、同意を得るとともに、利用料の支払いを受ける時は、費用の内訳を記載した領収書を交付するものとする。

(緊急時の対応)

第10条 職員は、訪問看護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る関係機関及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
 - 3 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第 12 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定)

- 第 13 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 14 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をはかる。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の予防のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

- 第 15 条 事業者は、提供した訪問看護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下市町村等という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

- 第 16 条 職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
 - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(漏えい事案等への対応)

- 第 17 条 事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい等の事実関係を確認し関係機関に速やかに連絡を行う。再発防止等の観点から、事故記録を作成するとともに、再発防止策を検討しなければならない。
- 2 事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、対象となった情報主体に速やかに事実関係等の通知を行う。
 - 3 個人情報の漏えい等の事故があった場合に備え、危機対応のための整備、手順の策定等について、別途定める。

(法令・諸規程等の遵守)

- 第 18 条 職員は、関連する法令等を遵守し、良識ある行動を心掛け、誠実・公正に職務を遂行する。
- また、職務の遂行に際しては、業務処理のルールや諸規定を遵守しなければならない。

(運営委員会の設置)

第19条 訪問看護事業を円滑に実施するため、訪問看護運営委員会を設置する。

- (1) 訪問看護事業の企画、運営
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) その他運営上必要な事項

(会計経理)

第20条 訪問看護事業の会計は、村上市岩船郡医師会一般会計及び他の特別会計と区分して処理するものとする。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は平成10年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成11年10月1日より施行する。

附 則

この規程は平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成24年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成27年1月28日より施行する。

附 則

この規程は令和2年3月1日より施行する。

附 則

この規程は令和6年3月1日より施行する。